

秘密保持及び業務依頼契約書

(甲) () と (乙) () との間における、秘密情報の取扱いに関して以下のとおり契約を締結し、また、甲は乙に以下の業務を依頼した。

第1条 (定義)

本契約における秘密情報とは媒体の形式を問わず、甲及び乙が相手方に開示する情報、乙が開示する物件情報、その他情報等をいう、但し、以下の各号に該当する場合にはその限りではない。

1. 相手側開示を受ける前より既に保有していた情報
2. 公に公表されており、一般に入手可能な情報
3. 開示者が事前に書面により公表を承認した情報
4. 開示を受けた相手方が独自の方法により入手した情報

第2条 (秘密保持義務)

- 1) 甲及び乙は、知りえた情報を善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。
 - 2) 甲乙双方は、受領した情報を第3条の目的以外に使用してはならない。
 - 3) 甲乙双方は、相手方の同意がない限り、本契約にかかる相手方の役員・従業員などで、機密情報を知る必要のある者以外の者、及その他の第三者に情報を開示してはならない。
- 2.以下に掲げる者は、前項にいう第三者には該当しないものとする。
- 1) 本目的のために甲が依頼する弁護士、税理士、公認会計士、レンダー、鑑定士、コンサル会社など (以下総称して「専門家」という者。)

第3条 (業務依頼の内容と目的)

1. 甲は甲自身による取得の目的とし、乙に対し、物件資料、その他資料などの) の提供を依頼する。

第4条 (権利義務の譲渡の禁止)

甲乙双方は、開示者の書面による同意を得ずに、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させてはならない。

第5条 (複製・複写)

本件の契約に係る情報については、必要のある場合にのみ複製・複写を行なうことができる。

第6条（秘密情報の返却）

情報受領者は、本契約が終了した場合または開示者から要求を受けた場合は受領した情報媒体または物品等を直ちに返却又は開示者の指示に従い廃棄するものとする。（本件に関して乙から開示を受けた情報に基づき、甲が本物件への融資の検討目的で作成した資料を、合理的な範囲で保存する場合は除くものとする。）

第7条（損害賠償）

甲及び乙は相手方の本契約に定める秘密保持義務に違反して秘密情報を漏洩した場合には、情報開示者はその違反行為の差止め及び原状回復を請求及び、損害賠償の請求をすることができる。

第8条（有効期限）

- 1.本契約の有効期限は、契約締結の日より1年間とする。尚、本契約の延長などについては、甲乙協議により決定するものとする。
- 2.前項の期間に関わらず、契約終了後においても、第2条（秘密保持義務）及び第8条（損害賠償）については1年間継続するものとする。

第9条（合意管轄）

本契約に関する紛争に付いては、乙の所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。以上の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し各自押印の上各1通を所持します。

以上の内容の詳細を確認し、熟読し、同意いたしましたので、下記に署名をいたします。

年 月 日

甲)

住所

氏名（会社名）

電話番号（携帯可）

乙)

住所

氏名（会社名）

電話番号（携帯可）